



# 島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第57号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【病院局規程】

島根県病院局組織規程の一部を改正する規程	2
島根県病院局事務処理規程の一部を改正する規程	2
島根県病院局の任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規程の一部を改正する規程	3
島根県病院局職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程	3
島根県病院局財務規程の一部を改正する規程	3
病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程	4

### 【病院局訓令】

島根県病院局被服等貸与規程の一部改正	5
--------------------	---

### 【病院局告示】

島根県立病院入院規程の一部改正	5
-----------------	---

**島 根 県 病 院 局 規 程****島根県病院局管理規程第2号**

島根県病院局組織規程（平成19年島根県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 31 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第8条第1項の表中「又は科」を「、科又は室」に改め、同表医療局の部皮膚感覚器診療部の項中「歯科」を「歯科口腔外科」に改め、同表看護局の部母子小児病棟看護部の項中「母子小児病棟看護部」を「母性小児病棟看護部」に改め、同部第一総合病棟看護部の項及び第二総合病棟看護部の項を次のように改める。

第一総合病棟看護部	4階東病棟看護科
	4階西病棟看護科
	6階東病棟看護科
	6階西病棟看護科
	7階東病棟看護科
	7階西病棟看護科
第二総合病棟看護部	8階東病棟看護科
	8階西病棟看護科
	9階東病棟看護科
	9階西病棟看護科
	10階東病棟看護科
	10階西病棟看護科

第9条第1項の表事務局の項中「経営グループ」の次に「、医療安全推進スタッフ」を加え、同条第2項の表に次の1号を加える

(16) 医療の安全に関すること。

第10条第1項の表こころの医療センターの項中「こころの医療センター」を「病院」に改め、同条第2項の表中

組織	職	職務
病院	副院長	病院長を補佐する。

を

組織	職	職務
中央病院	医療情報化 管理者	病院長の命を受け、特定の事務を掌理する。
病院	副院長	病院長を補佐する。

に改める。

**附 則**

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

**島根県病院局管理規程第3号**

島根県病院局事務処理規程（平成19年島根県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 31 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表第5 中央病院長印の項公印の種類欄中「中央病院長印」を「中央病院病院長印」に改め、同項ひな形の欄中

「

島 根 県 立
中 央 病 院
長 印

」 を 「

島 根 県 立
中 央 病 院
病 院 長 印

」 に改める。

**附 則**

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

**島根県病院局管理規程第 4 号**

島根県病院局の任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規程（平成19年島根県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 31 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

本則の表中非常勤職員であって日々雇用される者の項中「県立病院課長」を「本局にあつては県立病院課長、病院にあつては病院長」に改める。

**附 則**

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

**島根県病院局管理規程第 5 号**

島根県病院局職員の給与の特例に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 31 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第1条中「第28条及び第29条」を「第29条及び第30条」に改める。

**附 則**

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

**島根県病院局管理規程第 6 号**

島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 31 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

様式第21号、様式第22号1（中央病院様式）、様式第23号1（中央病院様式）、様式第24号及び様式第28号中

「島根県病院事業管理者  
（県立中央病院）」を「島根県立中央病院病院長」に改める。**附 則**

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

## 島根県病院局管理規程第7号

病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 31 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第2条の表を次のように改める。

所属	中央病院					こころの医療センター
職員	医師	看護の業務に従事する職員（管理職及び看護師長を除く。）	調理の業務に従事する職員	薬剤科に勤務する職員	放射線技術科に勤務する職員	看護の業務に従事する職員
週休日	4週間について4日以上(所属長が職員ごとに指定する。)	4週間について8日(所属長が職員ごとに指定する。)	同左	4週間について4日以上(所属長が職員ごとに指定する。)	同左	4週間について8日(所属長が職員ごとに指定。)
勤務時間の割振り	1月ごとの変形労働時間制とし、1月を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分になるように所属長が割り振る。	同左	同左	同左	同左	同左
休憩時間	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合60分、11時間30分の場合75分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合60分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	同左	所属長は、勤務時間が6時間45分の場合45分、7時間45分の場合60分、勤務時間が7時間45分を超える場合は90分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	同左	所属長は、勤務時間が7時間45分の場合60分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の表に規定する勤務時間の割り振りにおける1月ごとの変形労働時間制の起算日は毎月1日とし、1月の期間は1日から当該月の末日までとする。この場合において、割り振られた勤務時間は、每起算日の5日前までに該当職員に提示する。

## 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**島 根 県 病 院 局 訓 令**

## 島根県病院局訓令第 1 号

本局  
病院

島根県病院局被服等貸与規程（平成19年島根県病院局訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 31 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表の 2 の表に次のように加える。

7	医療安全推進スタッフ	診察衣	3	3年
---	------------	-----	---	----

**附 則**

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

**島 根 県 病 院 局 告 示**

## 島根県病院局告示第 1 号

島根県立病院入院規程（平成19年島根県病院局告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 31 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別記様式その 1 中 「島根県病院事業管理者  
(県立中央病院)」 を「島根県立中央病院病院長」に改める。**附 則**

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。